

医療労務管理支援事業

医療勤務環境改善研修会 「多職種の働き方改革について」 (京都市内・南部地域開催)

令和元年12月12日（木）、メルパルク京都に於いて医療勤務環境改善研修会「多職種の働き方改革について」が開催され、92名の参加がありました。

前半は、基調講演として「医療機関における働き方改革と勤務環境改善の取組み」をテーマに、深澤社会保険労務士事務所特定社会保険労務士の深澤理香氏よりご講演をいただきました。概要をご報告いたします。



深澤理香氏

Part 1. 働き方改革と労務管理

①医療機関における労務管理の課題

- ・複数の専門職集団の組織構造
 - ・労働法や労務管理の知識、法改正情報の重要性
 - ・複雑な労働時間管理
- 医療機関では複数の職種における管理者と労

働者が混在しており、また、特に医師の労働時間、宿日直、自己研鑽管理等の問題により労働時間管理が複雑である。

いきいきと働くことのできる職場作りの重要性を職場全体で考えることが大事である。

②適切な労務管理とは

- ・経営理念の策定、共有、具体化
- ・わかりやすい職場のルール作り
- ・大切な人材を失わないように

職員が自院への誇り、帰属意識、連帯感を持つよう、経営理念をトップから発信すること、ハラスメント対策、メンタルヘルスケア等を整備し、ヒトを大切にする職場作りに取り組む必要がある。働き方改革=適切な労務管理であり、これから労務管理においては労働条件だけではなく、円滑な職場のコミュニケーションが大事である。

Part 2. 働き方改革関連法（労働基準法等） の改正事項

- ①労働時間の上限規制
- ②年次有給休暇の改正
- ③同一労働同一賃金について

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずることとされた。

Part 3. 医療機関の働き方改革

- ①医師の働き方改革
- ②宿日直・自己研鑽通知

医師の時間外労働規制として時間外労働の上限規制が構成され、また、宿日直許可基準の見直しが行われた。自己研鑽に関しては、事業場における研鑽の労働時間該当性を明確化するための手続き及び環境の整備が必要である。

Part 4. 医療勤務環境改善マネジメントシステムのすすめ方

①医療機関の勤務環境改善

働く人の労働行政だけで解決することは難しい。背景となる医療行政上の課題（医師、看護師等医療従事者の確保対策等）と一体で解決す

ることが必要である。



後半は、働き方改革に取り組む施設からの事例発表として、事務部門を京都第二赤十字病院事務部長の上田敏勝氏より、看護部門を京都民医連中央病院看護部長の坂田薫氏より、それぞれの取り組みについて紹介をされました。

上田氏からは、医療技術スタッフの2交替制導入後の時間外勤務時間数、検査数等の増減によるメリットとデメリット、また、今後の課題についてご説明をいただきました。

坂田氏からは、7年間の取組みとして、夜勤労働軽減のための正循環3交代勤務の導入、実施に向けての業務改善内容、導入後の評価考察及び今後の課題についてご説明をいただきました。

働き方改革関連法は順次施行されており、何をすればよいかということは明らかになっていますが、どのように取り組めばよいかという課題がまだまだあることを感じました。また、働き方改革と医療の質の維持・向上との両立という課題に対しても、職場全体で取り組む必要性、重要性を再認識することができました。

(西京病院事務部長・仁川龍泰)